

○経済産業省令第二十五号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及びエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第七条第一項の規定に基づき、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣 世耕 弘成

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三中「平成27年」を「平成30年」に、「一袋ガス事業者等」を「一袋ガス貯留事業者等」に改める。

## 附 則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。